

福島県循環型社会形成推進計画（素案）

平成 2 2 年 1 1 月
福島県

目 次

1	計画改定の趣旨	・・・ 1
2	計画の位置付け	・・・ 1
3	計画の期間	・・・ 2
4	福島県が目指す循環型社会	・・・ 2
	【ビジョン1】自然循環が保全された社会	
	～多様な自然環境が保全された社会の実現～	・・・ 3
	【ビジョン2】適正な資源循環が確保された社会	
	～地域循環システムの形成による低炭素社会の実現～	・・・ 3
	【ビジョン3】心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会	
	～賢いライフスタイルの確立による	
	環境に負荷をかけない社会の実現～	・・・ 3
5	施策の体系	・・・ 4
6	施策の展開	・・・ 5
	(1) 自然循環の保全	
	～多様な自然環境が保全された社会を目指して～	・・・ 5
	森林の保全、整備等	・・・ 6
	持続性の高い農業生産方式の普及等	・・・ 8
	水産資源の適正な保存、管理等	・・・ 9
	健全な水の循環を保全するための総合的な管理	・・・ 10
	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全	・・・ 11
	野生動植物の保護	・・・ 13
	緑化の推進及び緑地の保全	・・・ 14
	自然再生の推進	・・・ 14
	県の工事等における健全な自然循環への配慮	・・・ 15
	(2) 適正な資源循環の確保等	
	～地域循環システムの形成による低炭素社会を目指して～	・・・ 17
	資源及びエネルギー消費の抑制	・・・ 18
	新エネルギー利用等の促進	・・・ 20
	環境への負荷を低減するための交通の円滑化	・・・ 20
	廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進	・・・ 21
	事業者による循環型社会の形成への取組みの促進	・・・ 23
	環境物品等への需要の転換の促進	・・・ 24
	地産地消の促進	・・・ 25
	バイオマスの利用促進	・・・ 26
	産業廃棄物の適正処理	・・・ 27
	環境の保全上の支障の防止及び除去等	・・・ 27

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換 ～ 賢いライフスタイルの確立による	
環境に負荷をかけない社会を目指して～	・・・ 2 9
循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等	・・・ 3 0
県民等の自発的な活動の促進	・・・ 3 1
(4) 共通の施策	・・・ 3 4
調査の実施	・・・ 3 4
科学技術の振興	・・・ 3 4
財政的措置	・・・ 3 5
7 計画の推進	・・・ 3 6
(1) 県民の役割	・・・ 3 6
(2) 民間の団体等の役割	・・・ 3 7
(3) 事業者の役割	・・・ 3 7
(4) 行政の役割	・・・ 3 8
市町村	・・・ 3 8
県	・・・ 3 8
(5) 連携	・・・ 3 9
8 進行管理	・・・ 3 9
資料 1 もったいない 5 0 の実践	・・・ 4 0
資料 2 数値目標一覧	・・・ 4 2
資料 3 福島県における物質フローの概要	・・・ 4 7

福島県循環型社会形成推進計画（素案）

1 計画改定の趣旨

本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会を形成するため、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「本条例」という。）を制定しました。この条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、翌年3月に「福島県循環型社会形成推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、本条例の理念である「自然循環の保全」、「適正な資源循環の確保等」、「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」の実現に向けて積極的に取り組みを進めてきました。これにより、森林の整備や農業による環境負荷低減などの自然の生態系への配慮や新エネルギー導入の増加、県民による環境保全活動が行われるなど、本県の状況は循環型社会の形成に向けて着実に進展しています。しかし一方では、人間の活動が自然環境へ与える負荷は依然として高く、「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」の三つの危機に代表される地球規模での環境問題が深刻化しています。

このため、本県が目指す循環型社会の形成を効果的に推進するためには、これまで以上に、自然共生社会や低炭素社会に向けた取り組みと協調した施策を展開するとともに、わたしたち一人ひとりが、環境問題について改めて認識し、民間の団体、事業者、行政等のあらゆる主体が県民総参加で、幅広く連携・協働することが重要です。

持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、これまでの取組成果や社会経済情勢の状況を踏まえ、本計画を改定し、取り組むべき施策をより一層効果的かつ的確に推進することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、本条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」です。

また、福島県総合計画の部門別計画である福島県環境基本計画を推進するための個別計画として位置付けられるとともに、「福島県廃棄物処理計画」（平成23年〇月）や「福島県地球温暖化対策推進計画」（平成23年〇月）等との関連のもとに策定するものです。

3 計画の期間

福島県総合計画が描く将来展望をもとに、平成23年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする4か年計画です。

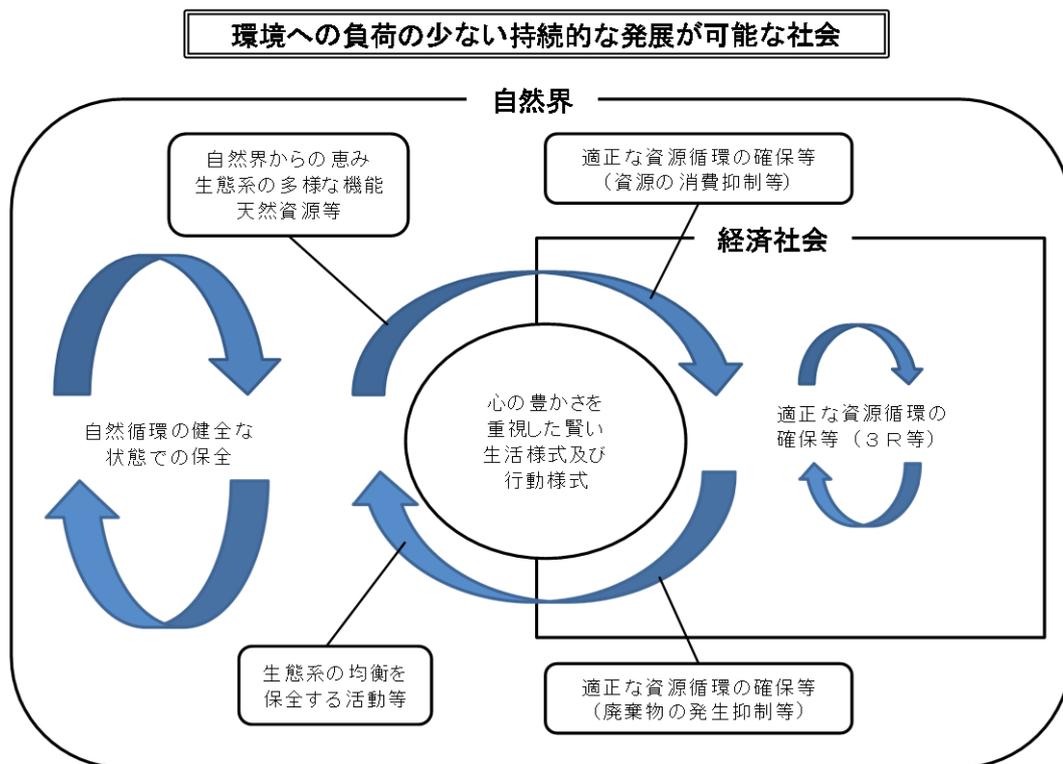
【福島県総合計画が描く将来（30年後）の福島のイメージ】

環境負荷の少ない低炭素・循環型社会に転換し、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会が実現しています。

4 福島県が目指す循環型社会

本条例が示す循環型社会とは「適正な資源循環が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会」です。

本計画では、本条例が示す循環型社会の将来の実現を目指して、次の3つのビジョンを掲げて取組みを進めていきます。



【ビジョン1】

自然循環が保全された社会

～多様な自然環境が保全された社会の実現～

人が活動するにあたっては、生態系への思いやりを優先し、環境への負荷低減を図り、生物の多様性が保たれた豊かな自然環境が守られているとともに、自然とふれあうことのできるさまざまな場や機会が確保され、自然の恵みを将来にわたって享受できる多様な自然環境が保全された社会の実現を目指します。

【ビジョン2】

適正な資源循環が確保された社会

～地域循環システムの形成による低炭素社会の実現～

深刻化する地球温暖化や長期的な資源のひっ迫に対する社会的な認識が深まり、産業、行政、学校、家庭等が一丸となった省資源・省エネルギー活動や廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の「3Rの推進」等の取組みが定着するとともに、地域の特性や循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環システムの形成による低炭素社会の実現を目指します。

【ビジョン3】

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

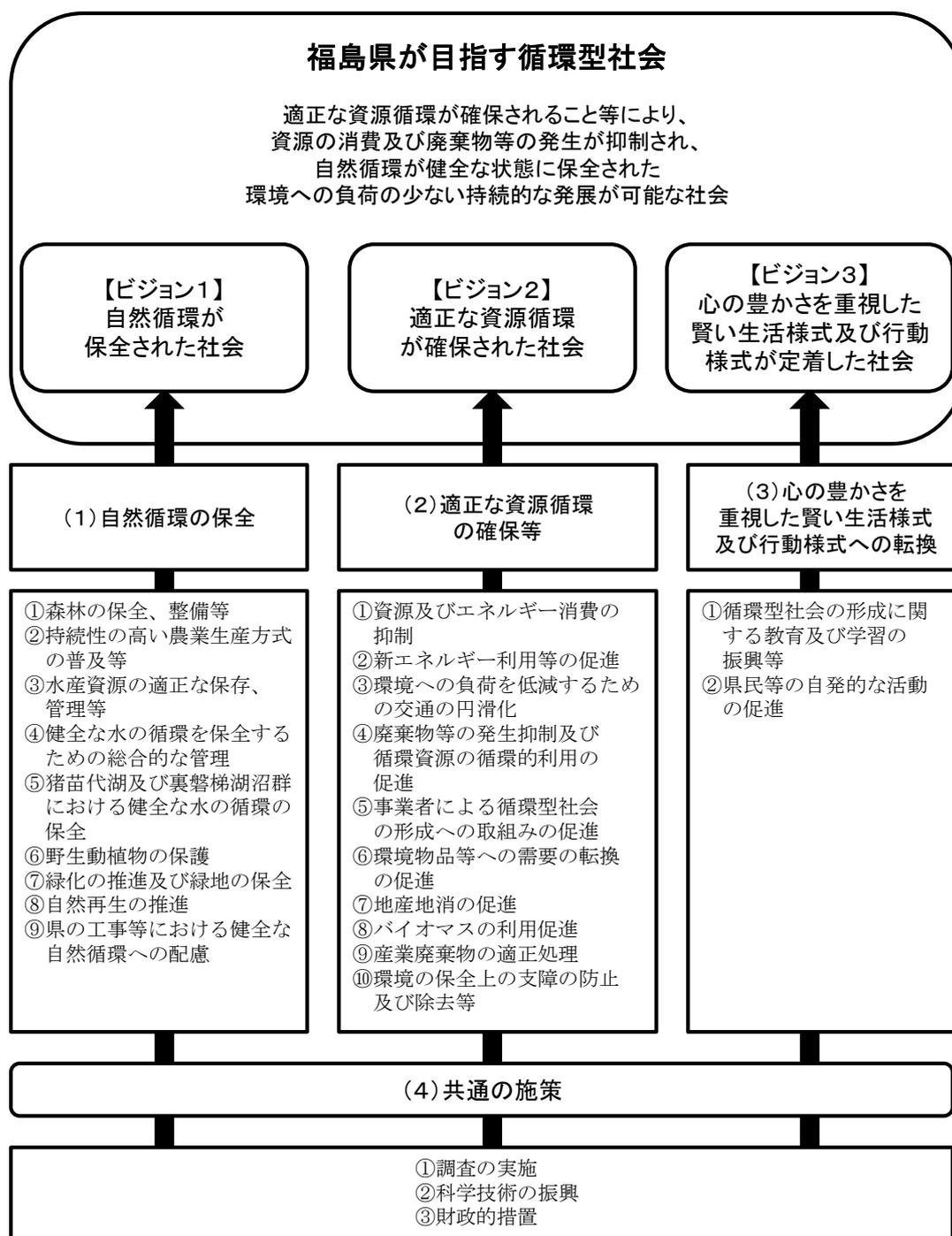
～賢いライフスタイルの確立による

環境に負荷をかけない社会の実現～

心の豊かさを重視したライフスタイルが優先され、県民一人ひとりが、自然環境や廃棄物などの環境問題に関して、環境の保全が最優先されるべき課題と認識し、その解決方法について自ら考える能力を身に付けるとともに、自ら積極的に取り組むなど、賢いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけない社会の実現を目指します。

5 施策の体系

本計画において展開する施策の体系は次のとおりです。



6 施策の展開

(1) 自然循環の保全

～多様な自然環境が保全された社会を目指して～

福島県は、県土の約70%を森林が占めているとともに、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される良好な水環境や、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園に代表される豊かな自然と優れた景観を有しています。

また、様々な地形や自然条件のなかで、多様な動植物が生息・生育しています。

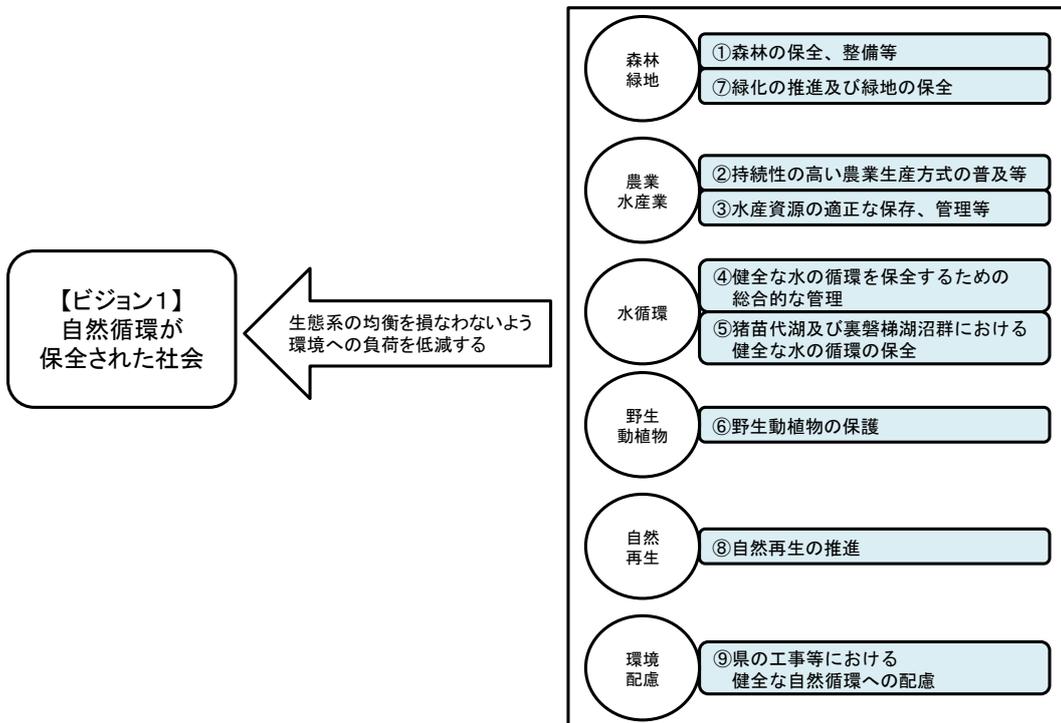
これらの豊かな自然環境は、森林による二酸化炭素吸収など多面的な機能をはじめ、清らかな水環境やさまざまな農林水産物等、私たちの生活に多くの恵みを与えてくれます。

本県では、自然循環が健全に保たれるよう、計画的な森林整備や環境と共生する農業の拡大、生活排水対策等による健全な水循環の保全、県民ボランティアとの協働による野生動植物の保護等を行ってきました。

しかし、地球温暖化等の地球環境問題による自然環境への影響や猪苗代湖の水環境悪化等の水循環系の変化、野生動植物の絶滅危機にある種の増加、人の活動による開発や資源採取、廃棄物の増加等、自然循環が損なわれる現象が生じています。

自然循環が健全な状態で保全され、本県の恵まれた自然環境を美しいままの姿で未来に引き継いでいくためには、森林による二酸化炭素吸収量の確保など本県の自然特性を生かした施策を展開するとともに、農業等による環境への負荷の低減を図り、水その他の自然的構成要素を良好な状態で保持し、生物多様性の保全と持続可能な利用を図ることが重要です。そのため、次の施策に取り組みます。

自然循環の保全に関する施策



① 森林の保全、整備等

ア 現状と課題

森林は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を有し、循環型社会の形成に果たす役割が大きいことから、計画的な森林整備を進めています。また、森林の果たす様々な役割が広く認識されてきており、これらを十分に発揮させるため、重視すべき機能に応じた多様な森林施業を支援するとともに、市町村、森林組合等との連携を図り、将来にわたり、森林を適正に整備していく必要があります。

また、森林整備を担う林業就業者は、年々減少していることから、今後必要となる森林整備等を十分に行うためには、社会保障制度の充実や研修等により、林業を担う人材の確保・育成の取組みを進める必要があるとともに、県産材の利用を拡大するため、公共工事や住宅における県産材利用の促進を図る必要があります。

さらに、森林に対する県民の要請が多様化・高度化しているため、森林の整備や施設の充実、指導者の育成の推進や森林ボランティア活動等に関する情報

提供を図るとともに、新たに森林づくりを行う企業や団体等が増えていることから、このような取組みの支援や、すべての県民で森林を守り育てるという意識の更なる醸成を図る必要があります。

イ 施策の方向性

「福島県森林吸収量確保推進計画」（平成20年12月）に基づき、森林による二酸化炭素吸収量を確保するための森林整備を着実に推進するとともに、重視すべき機能に応じた多様な森林整備や間伐を中心とした森林整備を進めるなど、森林を適正に保全し、整備するため必要な施策を行います。

また、新規就業者の確保・定着などにより林業を担う人材の確保や育成を図るとともに、県産材の安定供給や製材用から燃料用に至る様々な用途への需要の拡大等必要な施策を行います。

さらに、森林・林業の必要性、重要性の理解を深める普及啓発活動の推進や、森林づくりを行う企業団体を支援するなど、県民が森林の有する多面的機能についての理解を深めるとともに、県民等が自発的に行う森林の整備や保全に関する活動が促進されるよう、必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 森林の荒廃を未然に防ぎ多面的機能を確保するため、間伐等の保育や林内路網の整備、里山等における森林整備を推進し、健全な森林を整備します。
- ・ 森林病虫害について、周囲の自然環境及び生活環境の保全に配慮した防除により、まん延防止を図ります。
- ・ 森林火災に対する予防啓発を図ります。
- ・ 林業担い手の確保・育成のため、就業の促進及び森林や林業に関する知識と技術の普及指導を行うとともに、一般市民等に対して森林や林業についての学習機会や情報の提供を行います。
- ・ 森林組合の経営基盤の強化を図るとともに、造林業者・素材生産業者の経営基盤の強化を図ります。
- ・ 県産材の安定供給体制の整備を図るとともに、利用促進や品質向上による県産材の需要の拡大や、栽培きのこ類・木炭等の特用林産物の振興を図ります。
- ・ 県産木材など地域の資源を生かした良質な住まいづくりを支援します。
- ・ 森林とのふれあいの推進や森林整備ボランティア活動の支援等により、県民参加による「森林（もり）づくり運動」を推進します。
- ・ 県民の理解のもと一人ひとりが森林を守り育てる意識を持ち、森林環境保全に参画する新たな「森林（もり）づくり」を推進します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
森林整備面積	11,071ha	61,000ha 以上 (H22～26累計)
森林づくり意識醸成活動の参加者数	151,497人	155,000人 以上

② 持続性の高い農業生産方式の普及等

ア 現状と課題

持続性の高い農業生産方式の導入促進の取組みを行っていますが、「環境と共生する農業といえは福島県」というイメージを醸成するためには、地域の有機性資源の循環利用を基礎としたエコファーマーの更なる認定の促進と県内での均衡ある育成を図る必要があります。

農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進を図るため、農地・水・環境を守る地域共同活動や中山間地域等における農業生産活動を支援していますが、農業・農村の過疎化・高齢化による担い手の減少が続いており、農業用施設等の管理不足や耕作放棄地の増加等により、農業・農村が持つ多面的機能の低下が危惧されています。

イ 施策の方向性

農業による環境への負荷を低減し、持続可能な農業の確立を図るため、有機栽培、特別栽培、エコファーマーなど環境と共生する農業を本県農業の基本として積極的な拡大を図るため必要な施策を行います。

また、農業の生産活動を通じた多面的機能の維持・増進を図るため、多様な主体の参加による農業水利施設等の適正な管理や耕作放棄地の発生防止・解消のための必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 自然環境保全等に配慮した整備を推進します。
- ・ 持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者であるエコファーマーを育成します。
- ・ 地域における有機性資源の循環利用を進めるため、推進体制を整備しながら、たい肥化とその流通・利用の促進を図ります。
- ・ 中山間地域等直接支払制度や農地の流動化等により、耕作放棄地の発生

の防止と活用の促進を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
エコファーマー数	16,978人	20,000人 以上
中山間地域等における地域維持活動を行う面積	16,316ha	17,600ha 以上

③ 水産資源の適正な保存、管理等

ア 現状と課題

漁業者による自主的な資源管理の取組みが行われていますが、水産資源の持続的な利用のための取組みの強化が必要となっています。

また、漁業者の減少・高齢化の進行による、漁場環境保全や資源管理の担い手の減少が懸念されています。

イ 施策の方向性

水産資源の適切な保存及び管理を図るため、資源状況の調査や情報提供など、資源管理体制の充実、効果向上、資源利用の効率化に必要な施策を行います。

また、漁場環境保全や資源管理の担い手を確保するとともに、漁業者への漁場環境保全意識の浸透を図るため、必要な調査や情報提供を行います。

【具体的な施策】

- ・ 漁業生産活動が持続され、水産業が食料供給の役割を担っていけるよう、資源管理体制の充実や資源管理技術の向上により、漁獲サイズの大型化と天然発生の安定化など、効率的な資源の利用を促進します。
- ・ 海の豊かな生産力を利用して、魚介類を積極的に育てながら計画的に漁獲するため、種苗生産を行う団体の技術向上や運営の強化を図り、効率的な栽培漁業を推進します。
- ・ 河川、湖沼など内水面における魚類資源の増養殖技術の指導や新たな養殖魚種の導入、防疫体制の強化を図り、内水面漁業、養殖業による地域振興を進めます。
- ・ 魅力ある漁業を目指すため、漁獲物の高付加価値化による漁家収入の増加と低コスト化の取組みを推進し、収益性の高い漁業経営への転換を図る

とともに、働きやすい就労環境と快適な生活環境の整備に努め、新たな漁業就業者の確保や漁業地域のリーダーの育成を進めます。

【数値目標】

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
資源管理型漁業の取組み数	9 種	1 4 種以上
新規沿岸漁業就業者数（沖合底引き網漁業を含む）	1 2 人	2 0 人以上

④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理

ア 現状と課題

公共用水域や地下水について、水質測定計画に基づき水質汚濁状況を監視しているとともに、工場・事業場に対して立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を監視・指導していますが、生活排水による水質汚濁の負荷割合が大きいため、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の積極的な整備が必要となっています。

水の効率的な利用により環境への負荷を低減するため、浄化槽の貯水タンクへの転用や浸透枘の設置を促進するとともに、街路事業において透水性舗装による歩道整備を進めており、引き続き環境への負荷を低減するための施設整備を促進する必要があります。

「うつくしま『水との共生』プラン」（平成18年7月）の推進モデルとして、夏井川流域の活動団体や関係機関の協力により「夏井川流域行動計画」を策定しており、引き続き健全な水循環を継承するために、流域の活動団体等が行う取組みや連携、関係機関相互の情報の共有等を一層促進することが求められています。

イ 施策の方向性

水環境が、人間の活動によって著しく損なわれることなく、健全な水の循環が行なわれ、森、川、海等の環境が一体として保全されるようにするため、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき工場・事業場からの排水等による水質汚濁の防止を図り、また「ふくしまの美しい水環境整備構想」（平成22年7月）に基づき、市町村と連携して生活排水等の処理施設の整備を促進するとともに、その他必要な施策を行います。

また、水の効率的な利用により環境の負荷低減や水害を防ぐ保水機能を確保

するため、雨水の貯留又は浸透のための施設の整備を促進するために必要な施策を行います。

さらに、様々な主体の相互交流活動の支援、団体や人材等の情報提供に努めるなど、上下流や地域、流域間の連携・交流を促進するため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 本県の健全な水循環を将来に継承するため、産学民官連携の下、各種施策を総合的に推進します。
- ・ 公共用水域や地下水の水質汚濁状況を監視します。
- ・ 公共用水域の水質汚濁の主な原因とされている生活排水について、県、市町村、県民等が一体となった対策を推進します。
- ・ 下水道事業の推進及び適切な維持管理により生活排水対策を進めます。
- ・ 農業集落排水事業の推進及び適切な維持管理により、生活排水対策を進めるとともに、農業用排水の水質保全を図ります。
- ・ 合併処理浄化槽設置の推進及び適切な維持管理により生活排水対策を進めます。
- ・ 既存の施設の活用や雨水の浸透により、洪水被害を最小限に抑えます。
- ・ 雨水や下水処理水等の散水用水への活用など、中水利用を促進します。
- ・ 上下流の地域住民の交流や、流域協議会等の水環境保全団体の活動を促進します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
汚水処理人口普及率	7 3 . 1 %	8 0 %以上
上下流連携による源流域保全活動事例数	6 0 件 (H 2 0 年度)	6 0 件

⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

ア 現状と課題

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づいて、水環境の保全に向けた取組みを行っていますが、猪苗代湖においては、湖水の中性化の進行に伴い自然の水質浄化機能が低下しつつあり、水質の悪化が懸念されています。また、裏磐梯湖沼群の一部の湖沼においては、COD 値が近年

上昇する傾向が見られ、水質の悪化が懸念されています。このため、「猪苗代湖水質保全対策検討委員会」からの効果的な水質改善策についての提言などを踏まえ、「福島県水環境保全基本計画」（平成23年〇月）及び「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」（平成23年〇月）に基づき、汚濁負荷削減のための総合的な施策を県民、事業者、団体などと連携して実践していく必要があります。

イ 施策の方向性

猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、その自然環境は県民のみならず国民共有の財産とも言えます。また、その恵みの下、人々はこの地域の特性を生かした固有の伝統や文化を創り出してきただけでなく、県内外から訪れる人々に潤いとやすらぎを与えてくれるなど、その恩恵が計りしれないことから、このかけがえのない水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代へ引き継いでいくことが重要です。

このことから、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることに考慮して、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」（平成23年〇月）に基づき、汚濁負荷削減のための総合的な施策を県民、事業者、団体などと連携して一層推進するなど、健全な水の循環が保全されるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき各種規制措置などの水質汚濁防止対策を推進します。
- ・ 窒素及びリンを除去する高度処理の下水道、農業集落排水施設及び窒素・リン除去型浄化槽の計画的な整備の促進に努めます。
- ・ 水生植物群落のうち良好な水環境を保全することが特に必要な区域として指定した水環境保全区域の保全対策を推進します。
- ・ 水環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの育成を図ります。
- ・ 県民、地域住民及び事業者、市町村などと連携・協力した県民参加によるヨシ刈りなど水環境保全活動を推進します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
猪苗代湖のCOD値	1.0 mg/l	0.5 mg/l以下

⑥ 野生動植物の保護

ア 現状と課題

県民ボランティアとの協働や特定鳥獣保護管理計画の策定などにより野生動植物の保護や共生を図っていますが、森林の荒廃や外来生物の増加などにより野生動植物の生息・生育環境が脅かされるおそれなどもあるため、今後は生物多様性基本法に定める地域戦略である「ふくしま生物多様性推進計画」（平成23年〇月）を策定し、この推進計画に基づき、野生動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全する施策を継続して行っていく必要があります。

イ 施策の方向性

「ふくしま生物多様性推進計画」（平成23年〇月）に基づき、生物多様性の保全とその恵みを将来の世代に継承していく仕組みづくりその他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 希少野生動植物の保護基本方針に基づき特定希少野生動植物の選定や捕獲・採取の禁止等保護のための施策を行います。
- ・ 野生動植物保護サポーター制度の充実による保護監視体制の整備・充実を図ります。
- ・ ツキノワグマ、サル等の生息状況等の調査を行い、保護管理のための対策を検討します。
- ・ 野生動植物に関する教育、学習機会の充実や広報活動の実施等普及啓発を推進します。
- ・ 外来生物による野生動植物への影響を回避するための対策について検討します。
- ・ 地域の生物多様性を保全するため、県民参加による調査・保全活動の推進を図ります。
- ・ 保護された傷病鳥獣については、鳥獣保護センターにおいて治療等を行い、治癒後野生復帰のためのリハビリ等を経て、野生復帰を行います。
- ・ 狩猟事故及び狩猟違反の防止を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
野生動植物保護サポーター登録者数	99人	140人以上

⑦ 緑化の推進及び緑地の保全

ア 現状と課題

本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、緑化の啓発と緑化技術の普及活動を推進し、県民による自発的な緑化活動を促進する必要があります。

イ 施策の方向性

緑は、潤いのある生活空間の形成、大気の浄化、地球温暖化防止や生物の多様性の保全等、多くの機能を持つことから、緑化技術の普及推進などにより緑化を推進するとともに、緑地を保全するために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 緑の少年団活動の支援、植樹祭・育樹祭等緑化イベントの活動支援など緑化運動を推進します。
- ・ 緑の文化財等貴重な緑の保護・保全活動を支援します。
- ・ 自然とのふれあいの場の創出や野生生物の生息環境の確保等を図るため都市公園を整備します。
- ・ 都市内の良好な緑地を風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区として指定します。
- ・ 市街地の道路整備において、街路樹等の植栽を推進します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
一人当たりの都市公園面積	1 2 . 4 3 m ² /人	1 2 . 5 m ² /人以上

⑧ 自然再生の推進

ア 現状と課題

ボランティア等が主体となった植生復元等の取組みを行っていますが、こうした県民参画型の自然再生に向けた活動が持続的、広域的に展開されるためには、意欲的に活動する団体や人材の育成支援を行う必要があります。

イ 施策の方向性

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、学校教育や社会教育などの場で自然環境の保全等に関する意識を高めてもらう普及啓発活動を行い、地域の活性化を図ることにより自然再生活動につなげていくことをはじめ

め、自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、またはその状態を維持管理するなど必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 生態系の保全の観点からの詳細調査、植生の復元方法や野生動植物の生息・生育環境の再生手法等、自然再生に係る調査を実施します。
- ・ 植生の復元、野生動植物の生息・生育環境の改善等自然再生を図るための事業を実施します。
- ・ それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や魚類等の生態系に配慮した河川の整備を行います。
- ・ 高柴ダムの水位を弾力的に運用し、異常渇水時などに河川流量が不足することで発生する、魚道機能の不全、水質の悪化、河川景観の悪化などに対して、河川環境保全を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
水と親しめるふくしまの川づくり 箇所数	6 7 か所 (H 2 0 年度)	7 3 か所

⑨ 県の工事等における健全な自然循環への配慮

ア 現状と課題

環境性能診断による環境負荷の少ない建築の推進、地域住民や自然保護団体などの理解を得ながらの河川改修工事の実施、動植物への影響が少なくなるような道路の整備を進めており、引き続き自然循環が健全な状態に保全できるように、調査設計段階における工夫や工事施工時の配慮を行い、継続的に取り組んでいく必要があります。

イ 施策の方向性

土地の形状の変更、建築物・工作物の新設等の工事の実施にあたっては、環境への負荷が少ない工法を採用するとともに、地域住民や自然保護団体等の理解を得ながら計画することにより、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮します。

また、豊かな自然の保全と環境への負荷を可能な限り少なくするため、地域の植生に配慮した法面緑化など、動植物・生態系などの自然環境に配慮した道

路整備を進めます。

【具体的な施策】

- ・ 環境影響評価法の改正状況等を踏まえ、福島県環境影響評価条例対象事業への戦略的環境アセスメントの調査・研究を行い、その導入について検討します。
- ・ 自然公園等の良好な自然環境を有する地域において、地域の地形や自然環境を踏まえた路線選定を行うとともに、けもの道の確保等生態系全般との共生を図る道路（エコロード）整備を推進します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
県有建築物の環境性能診断実施数	4 6 施設数 (H 2 0 年度)	1 3 6 施設数

(2) 適正な資源循環の確保等

～地域循環システムの形成による低炭素社会を目指して～

従来の大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムは、自然界から多くの資源を獲得するとともに、多くの廃棄物を排出し、自然界に大きな負荷を与え、地球環境を損なってきました。自然環境の悪化や天然資源の枯渇、また化石燃料の消費による地球温暖化は、人類やその他多くの生物の生存そのものに関わる大きな問題となってきました。

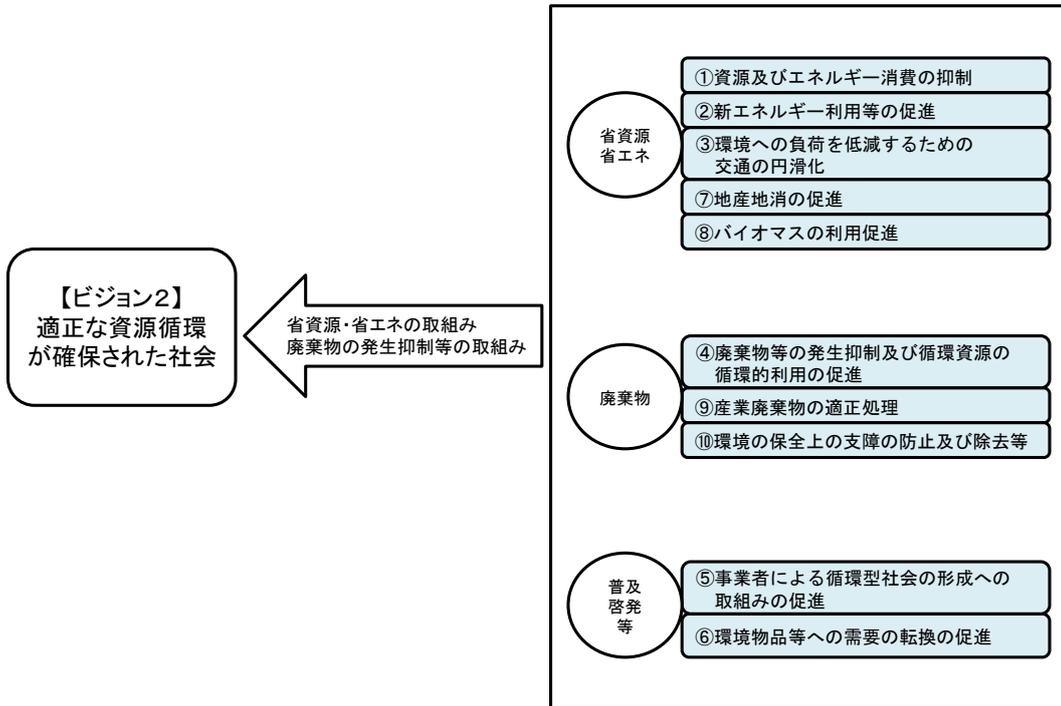
本県では、省資源・省エネルギー等の環境保全活動を県民運動として展開するとともに、新エネルギーの導入や3Rの推進、バイオマスの利活用等を図り、適正な資源循環の確保等に取り組んできました。

世界的には資源の需給ひっ迫が生じていることから、省資源化を進めていくことが不可欠であるとともに、廃棄物の不法投棄、水や土壌の汚染などの環境問題に引き続き取り組む必要があります。

自然界に大きな負荷を与えずに、適正な資源循環を確保するためには、化石燃料等の資源やエネルギーの消費抑制を図ることが、低炭素社会への転換の面からも重要であり、また、廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進し、利用後の処分の適正化をより一層図る必要があります。さらに、輸送エネルギーの低減や地域における資源循環を促進するためには、地産地消やバイオマスの利活用を促進するなど、地域の特性や資源の性質に応じて最適な規模での地域循環が形成されることが重要です。そのため、次の施策に取り組めます。

なお、県内における物質の流れの特徴を把握するため、前計画策定時と同様の手法で行った物質フローでの試算によると、平成12年と比較した平成20年の本県の「資源生産性」は改善し、「循環利用率」も上昇する見込みです。

適正な資源循環の確保等に関する施策



① 資源及びエネルギー消費の抑制

ア 現状と課題

地球温暖化防止に向けた県民運動等により、省資源及び省エネルギーの意識は高まっており、普及・啓発は浸透しつつありますが、温室効果ガスの排出状況は依然として高く、引き続きこれらに向けた取組みが必要となっています。

また、温室効果ガスの排出は、民生部門の伸びが高いことから、実効性のある対策が必要となっています。

イ 施策の方向性

「福島県地球温暖化対策推進計画」（平成23年〇月）に基づき、資源及びエネルギーの消費の抑制の促進、温室効果ガスの排出抑制の推進のため、事業所や家庭における消費抑制の取組みや資源の循環利用についてより一層の普及啓発その他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 福島議定書や環境家計簿の取組みにより、家庭や学校、事業所における節電や節水など、省資源・省エネルギーなどの実践活動の推進を図ります。
- ・ 県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもとに

取り組む地球温暖化防止等の環境保全活動を「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携しながら県民運動として積極的に推進します。

- ・ エコドライブの取組みを推進し、省資源・省エネルギーの取組みを促進します。
- ・ 低公害車等の環境負荷の少ない自動車の普及促進を図ります。
- ・ 長寿命で、省エネルギー基準を満たす住宅建設の促進により、廃棄物の削減、省エネルギー対策を行います。
- ・ 「ふくしまエコオフィス実践計画」（平成22年3月）に基づき、一事業者、一消費者として、県における省資源・省エネルギーの取組みを推進します。
- ・ 「福島県ESCO推進プラン」（平成20年2月）に基づき、県自らも率先して、県有施設へのESCO事業の活用等による省エネルギー対策を行います。
- ・ 県有建築物の計画・設計の段階から、環境負荷低減に配慮した断熱性の高い工法やリサイクル可能な資材等の採用、空調・換気設備におけるエネルギーの効率的利用等、省資源・省エネルギー対策を行います。
- ・ 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全施設の整備等に必要な資金の融資をあっせんし、民生業務部門での省エネルギーを推進します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
温室効果ガス排出量 (H2年度比)	128.7% (H19年度)	92% (H22年度)
温室効果ガス排出量(事業者としての福島県) (H20年度比)	100% ※(H20年度)	95%
「福島議定書」事業参加団体数	学校 774 事業所 1,922	モニタリング指標 (増加を目指す)
クリーンエネルギー自動車の普及 台数	16,574台	20,000台

※ふくしまエコオフィス実践計画における基準年度

② 新エネルギー利用等の促進

ア 現状と課題

県民等への普及啓発及び導入支援等により、新エネルギーの普及拡大については、一定の成果が上がっていますが、更なる利用促進のため、引き続き普及啓発に取り組むとともに、地球温暖化対策に関する国の動向等を踏まえながら、新エネルギーのより効果的な活用方を検討する必要があります。

イ 施策の方向性

新エネルギー利用等の促進を図るため、導入支援や普及啓発その他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

(調整中)

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
新エネルギー導入量(原油換算)	191,128kl	(調整中)

③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化

ア 現状と課題

道路の改築や交差点の改良により交通渋滞の緩和や通過時間の短縮を図るとともに、公共交通機関の維持確保や利用促進等により、交通の円滑化を進めています。しかしながら、車社会の進展、少子化等の影響により公共交通機関利用者は減少傾向にあるため、公共交通機関利用を働きかけるなど、引き続き交通渋滞等に伴

うエネルギーの消費抑制や温室効果ガスの排出抑制を図る必要があります。

イ 施策の方向性

交通渋滞等に伴うエネルギーの消費は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの増加ともなるため、エネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するため、道路の改築や交差点の改良、公共交通機関の利用促進その他交通の円滑化のために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 交通渋滞の緩和、解消を図るためバイパス、交差点改良等の整備を推進します。
- ・ 「バス・鉄道利用促進デー」など、公共交通機関の利用促進のため普及啓発を実施します。
- ・ 高齢者や障がい者等が、市街地のみならず郊外部や山間部においても安全・安心・快適に過ごせるよう、これまでの「車」中心のまちづくりから「人」中心のまちづくりへ転換し、過度に車に依存しない社会の実現に向けて、関係機関と連携して新しい交通システム構築の研究を進めます。
- ・ 物流拠点としての本県港湾の利便性の向上により、二酸化炭素等の排出量が少ない船舶の利用の促進を進めます。

【数値目標】

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
渋滞対策実施箇所数	— (H 2 0 年度)	6 箇所

④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

ア 現状と課題

一般廃棄物については、これまでの取組みの結果、県内のごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は、平成17年度以降減少してきたことで一定の成果はありましたが、平成20年度にはごみの1人1日当たりの排出量が全国平均を初めて上回りました。また、リサイクル率が全国平均を下回っている現状にあり、今後、ごみ減量化等の取組みを強化する必要があります。

また、産業廃棄物については、産業廃棄物の排出抑制等の取組みを行っていますが、産業廃棄物の排出量は依然として高い水準で推移していることから、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層進める必要があります。

循環資源を利用して製品化された優良な製品の認定及び当該製品の利用は、着実に増加してきており、一定の成果を得ていますが、今後、製品の更なる利用拡大が必要となっています。

イ 施策の方向性

「福島県廃棄物処理計画」（平成23年〇月）及び「福島県分別収集促進計画」（平成22年〇月）に基づき、県民及び市町村等が連携して行う、廃棄物等の発生抑制や発生した廃棄物等の適切な再使用、リサイクル製品の使用等を一層促進するため、情報の提供等必要な施策を行います。

また、循環資源を利用して製造された優良な製品の認定と製品の充実化を図るとともに、製品の利用拡大に向けた製品の普及促進等に努めます。

【具体的な施策】

- ・ 廃棄物（ごみ）ゼロを目指した取組みを促進するなど、ゼロエミッションの実現に向けた取組みを推進します。
- ・ 物を修理して長期間使用することの取組みを推進します。
- ・ 過剰包装防止を促進し、ごみの減量化を図ります。
- ・ 家庭等の生ごみの自家処理を推進します。
- ・ 容器包装リサイクル法に基づく再商品化を促進するため、標準的な分別収集方法の普及等、市町村への助言を行うことにより分別収集の促進を図ります。
- ・ 集団回収を促進し、リユースやリサイクルを推進します。
- ・ 資源有効利用促進法及び建設リサイクル法に基づき、建設副産物の発生抑制、再資源化等建設リサイクルを推進します。
- ・ 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等食品リサイクルを推進します。
- ・ 家電リサイクル法に基づき、家電製品の収集、運搬、再商品化の推進等家電リサイクルを推進します。
- ・ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量、再資源化の推進等自動車リサイクルを推進します。
- ・ 農業用使用済みプラスチックの適正処理とリサイクルを推進します。また、生分解性プラスチック等の導入による排出の抑制に努めます。
- ・ 下水汚泥の減量化やリサイクルを推進します。
- ・ 県民に対して、排出者責任や廃棄物処理についての理解を深めるため、正しい知識の普及啓発に努めます。
- ・ うつくしま、エコ・リサイクル製品の認定や、県による優先的な使用及び普及促進を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
一般廃棄物の県民1人1日当たり 排出量	1,036 g/人・日 (H20年度)	915 g/人・日 ※(H27年度)
一般廃棄物のリサイクル率	15.5% (H20年度)	26% ※(H27年度)
1日当たりの最終処分量	268トン/日 (H20年度)	200トン/日 ※(H27年度)
産業廃棄物の排出量 (1年間に県内で排出された産業 廃棄物の排出量(単位:トン))	8,344 千トン/年 (H20年度)	8,305 千トン/年 ※(H27年度)
産業廃棄物減量化・再生利用率	91% (H20年度)	92% ※(H27年度)
建設副産物リサイクル率(アスフ ルト塊・コンクリート塊)	100%	100%
農業用使用済プラスチックの組織 的回収率	71.8%	100%
下水汚泥リサイクル率	93.2%	85%以上
うつくしま、エコ・リサイクル 製品認定数(累計)	55製品	100製品

※福島県廃棄物処理計画における目標値及び目標年度

⑤ 事業者による循環型社会の形成への取組みの促進

ア 現状と課題

事業者による循環型社会の形成への取組みを促進するため、環境マネジメントシステムの説明会やリサイクル技術等を習得するための研修会の開催等により情報の提供を行っていますが、事業活動は経済活動のなかで大きな部分を占めていることから、引き続き建設産業、食品関連産業、各種製造業等、あらゆる産業の分野において、廃棄物の発生抑制・リサイクル等を一層促進する必要があります。

イ 施策の方向性

事業者による廃棄物の発生抑制・リサイクル等を促進するため、説明会や研修会等の開催や、市町村と連携した様々な情報発信などにより、意識の啓発を図るとともに、循環型社会の形成に自ら努めていると認められる事業所の認定等その他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21の導入など、事業者による自主的な環境負荷低減活動を支援します。
- ・ 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全施設の整備等に必要な資金の融資をあっせんします。
- ・ 企業、組合等が実施する環境負荷低減の取組みについて支援を行います。
- ・ 市町村及び消費者団体等と連携し、レジ袋無料配布中止の登録制度等により、事業者が行うレジ袋削減の取組みを支援します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
県内の環境マネジメントシステム 認証取得事業所数	444事業所	615事業所

⑥ 環境物品等への需要の転換の促進

ア 現状と課題

県民等の環境に対する意識の高まりとともに、環境に配慮した物品等の購入等は進んできていますが、循環型社会の形成を需要の面からより一層促進するためには、引き続き県民等による環境に配慮した物品等の選択を促進する必要があります。

また、県は、グリーン購入について率先して組織的に取組みを進めていますが、一部の品目について調達目標を達成していないため、引き続き取組みを推進する必要があります。

イ 施策の方向性

県民等が物品の購入・借り受け、又は役務の提供を受ける場合にあって、必要性を十分に考え、再生品や省資源・省エネルギー型の製品等の環境に配慮した物品等を選択するよう、普及啓発その他の必要な施策を行います。

また、県は、グリーン購入法に基づき、物品の購入や役務の調達にあたって、

環境に配慮した物品等を優先的に選択します。

【具体的な施策】

- ・ エコマークや統一省エネラベルなど消費者への周知、グリーン購入の推進などにより、環境に配慮した経済行動が消費行動に結びつくよう普及啓発を図ります。
- ・ マイバッグの利用等による買い物時の環境配慮の促進を図るとともに、レジ袋削減、簡易包装や再生品利用等の取組みを促進し、廃棄物の減量化や再生利用を促進します。
- ・ 物品の購入にあたっては、グリーン購入に率先して取り組むとともに、うつくしま、エコ・リサイクル認定製品の優先購入に努めます。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
県機関におけるグリーン購入割合	90.5%	100%

⑦ 地産地消の促進

ア 現状と課題

「地産地消月間」等により、県民・県内企業等の地産地消への取組み促進に努めていますが、地元産品の振興だけでなく、環境負荷低減等につながる取組みとして、引き続き普及啓発を図る必要があります。

イ 施策の方向性

地産地消の取組みは、県産農林水産物等の利活用を促進するとともに、生産者と消費者の距離が近くなることで輸送距離（フードマイレージ・ウッドマイレージ）が縮減され、環境負荷の低減につながるため、「地産地消月間」や「地産地消シンボルマーク」の推進等により、県民、県内企業等の更なる地産地消の促進に努めます。

【具体的な施策】

- ・ 県の主催する会議やイベント等において県産品等の積極的な利用に努めます。
- ・ 全県的な運動として地産地消を推進し、「地産地消月間」を契機として地域が有する資源の利活用を促進します。

- ・ 公共施設等の県産材や石材等の積極的な活用や県産資材の利用促進を図るとともに住宅等民間での県産材の利用拡大に向け普及啓発を図ります。
- ・ 県産材を使用した木造住宅の建設促進を図り、地域関係産業の振興と併せて低炭素社会の構築を目指します。
- ・ 農林水産業者が運営する直売所の利用拡大を促進します。
- ・ 地産地消に積極的に取り組む県内の店舗を指定することなどを通じて、地産地消の普及と県産品の利用拡大を図ります。
- ・ 食品産業等（加工・外食・中食等）や学校給食等における県産農林水産物の利活用の拡大を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
うつくしま農林水産ファンクラブ 会員数	2, 2 3 0 人	3, 0 0 0 人以上

⑧ バイオマスの利用促進

ア 現状と課題

福島県バイオマス総合利活用指針「うつくしまバイオマス21」（平成16年3月）に基づき、施策を実施していますが、県民のバイオマスに対する認知度が低いため、普及啓発に努める必要があります。

また、バイオマスタウン構想に基づく事業の推進に当たっては市町村が中心となり、地域ごとにバイオマス供給者からバイオマス製品の利用者までが協力して、その地域において最適と考えられるものを検討・選択し、地域の特性を生かした「原料収集システム」と「製品流通システム」の双方の確立が重要となります。

イ 施策の方向性

バイオマスは、植物が光合成を行なう限り枯渇することがない再生可能な資源であるばかりでなく、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を新たに増加させない資源です。森林資源や海洋資源等地球上の広範囲にわたって莫大な量があることから、現在利用していないバイオマスをエネルギー源として有効に活用すれば、化石燃料の一部を代替する有望な資源となります。このため、福島県バイオマス総合利活用指針「うつくしまバイオマス21」（平成16年3月）に基づき、バイオマスの総合的利活用を推進するための必要な施策を実施します。

また、バイオマスのカスケード利用を推進するとともに、バイオマスタウン構想を基に、市町村と連携し計画的整備を推進するなど必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 農村地域等で発生する家畜糞尿など有機性資源の循環利用を進めるため、たい肥化とその流通・利用の促進を図ります。
- ・ 間伐材等未利用材や剪定枝など木質バイオマスのエネルギー等への利用促進を図ります。
- ・ 地域における廃食油等の利活用を推進します。

⑨ 産業廃棄物の適正処理

ア 現状と課題

産業廃棄物処理施設等の立入検査の実施等により、適正処理の指導を行っていますが、事業者等の適正処理を推進していくためには、継続した立入検査や実態調査等の実施が必要となっています。

また、産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にありますが、悪質・巧妙化する不法投棄に対応するため、より一層の総合的な不法投棄防止対策を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

「福島県廃棄物処理計画」（平成23年〇月）に基づき、産業廃棄物の適正処理と不法投棄の防止に努めます。

【具体的な施策】

- ・ 事業者や処理業者の設置する産業廃棄物処理施設等について、立入検査の実施等により適正処理の推進を図ります。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員の配置や時間外の警備会社への監視委託等、産業廃棄物不法投棄の防止対策を推進します。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を行うための産業廃棄物処理施設の確保に向けて、各種施策に取り組みます。

⑩ 環境の保全上の支障の防止及び除去等

ア 現状と課題

ダイオキシン類を含め、環境中の大気や水質の常時監視を行うとともに、工場・事業場や廃棄物処理施設からの排出ガスや排出水の監視を実施していますが、一部の地域でダイオキシン類による環境汚染が判明するなどの事案が発生

していることから、引き続き環境中や発生源の監視を実施していく必要があります。

イ 施策の方向性

循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、条例等に基づき必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 循環資源の利用や処分により、大気、水及び土壌の汚染等の環境保全上の支障が生ずることを防止するため、必要とされる措置を講ずるよう指導を行います。
- ・ 循環資源の不適正な処分により、環境が汚染され、あるいはそのおそれがある場合、環境保全上の支障の除去のために必要な措置を講じます。
- ・ 住民の健康及び生活環境の安全の確保のため、循環資源が不適正に利用又は処分されないよう監視をします。

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換 ～賢いライフスタイルの確立による

環境に負荷をかけない社会を目指して～

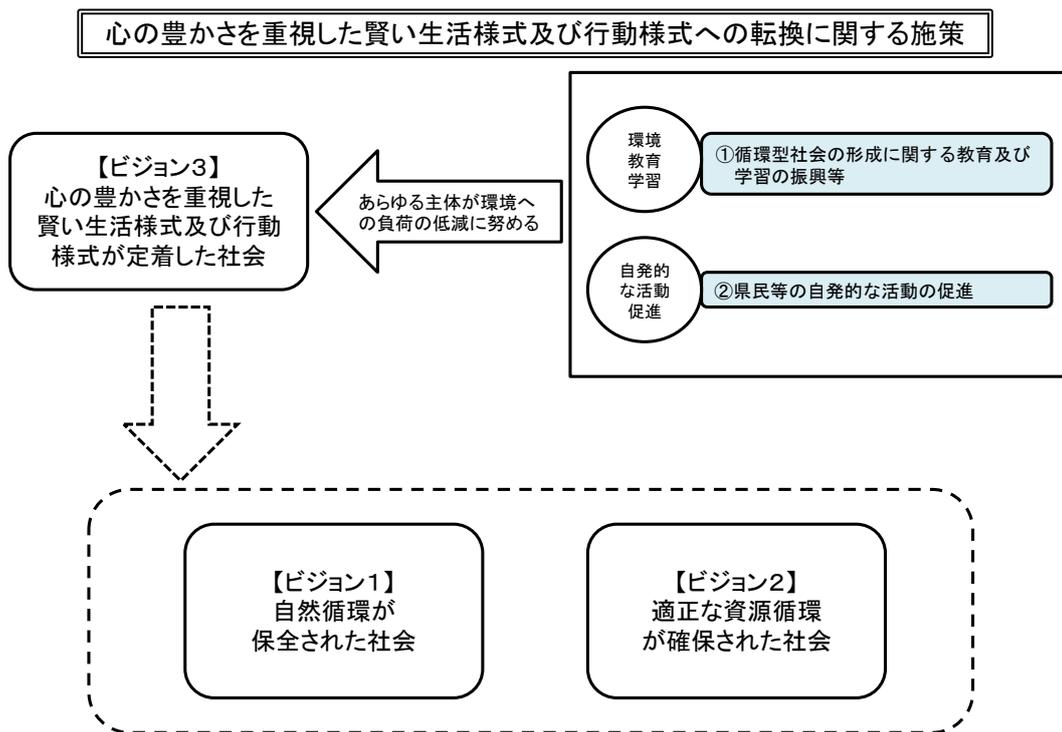
私たちのこれまでの豊かで便利な生活は、資源やエネルギーの大量消費や不用となったものの大量廃棄につながり、限られた資源の枯渇や環境汚染等のさまざまな環境問題を引き起こしてきました。

特に、近年では、資源やエネルギーの大量消費等は温室効果ガスを増加させ、地球温暖化問題を深刻化させています。

これらの問題は、技術の開発や生産性の向上などにより解決できることもありますが、もっとも大切なのは、私たち一人ひとりが環境問題に対する高い意識を持ち、これまでの物を中心とした価値観を見直し、心の豊かさを重視するとともに、自ら行動し、環境負荷が少ない社会を県民総参加で創っていくことです。

本県では、県民の環境問題に対する意識を高めるため、環境教育・学習の推進を図るとともに、県民等が行う自発的な活動の促進を図ってきました。これにより、県民の環境問題に関する意識や行動は高まってきましたが、今後もより一層環境教育・学習の推進と自発的な活動を促進させることが重要です。

健全な自然環境と適正な資源循環を未来へ引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが自然や次の世代への「思いやり」や、「もったいない」、「3R」などの意識を常に持ち、環境保全活動への参加と連携・協働によるライフスタイルの転換を図っていくことが重要です。そのため、次の施策に取り組みます。



① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

ア 現状と課題

体験型・実践型の環境教育・学習の推進などにより、環境保全意識の啓発や実践活動が推進されていますが、学校教育の現場や自治体等が主催する講座等への参加を通じた環境学習のみならず、多様な環境学習プログラムにより県民自らが自主的に学習する機会の増加を図る必要があります。

イ 施策の方向性

豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会の形成に向け、地球温暖化や廃棄物、生物多様性等について、県民等の理解を促進するため、地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実を図るとともに、学校、地域等における指導者の育成を図ります。また、各主体の自主的な環境教育・学習を支援するために、情報や教材の提供など環境教育・学習基盤の充実に努めます。

【具体的な施策】

- ・ 福島議定書や環境家計簿の取組みにより、家庭や学校、事業所における節電や節水など、省資源・省エネルギーなどの実践活動の推進を図ります。

- ・ 環境問題に関する専門家等を講師として活用し、児童生徒の環境学習の充実を図るとともに、様々なテーマによる体験を重視した環境教育を行うことのできる指導者の育成を図ります。
- ・ 環境への関心を深めてもらうため、各種団体や市町村等が行う研修会などに、環境アドバイザー等を講師として派遣し、環境教育・学習の充実を図ります。
- ・ 自然体験等を通じた環境学習により、自然を愛護する態度と、環境保全のリーダーとして活躍できる実践的な力を身につけた児童生徒の育成を図ります。
- ・ 環境保全への理解を深めるため、エコツアー等により、自然体験・自然学習活動を推進します。
- ・ 「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）の環境教育・学習機能の強化等により、県民一人ひとりの環境理解と実践活動を促進するための体系的な環境教育・学習を推進します。
- ・ 地域や学校、環境保全活動団体等が、情報を交換し、協力して活動を展開することができるようポータルサイトを活用した情報発信やネットワークを活用した総合的なコーディネートを行います。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
環境アドバイザー等派遣事業受講者数（累計）	22,259人	30,000人
せせらぎスクール参加団体数 延べ参加者数	156団体 8,510人	200団体 10,000人

② 県民等の自発的な活動の促進

ア 現状と課題

県民、NPO等民間団体、事業者、行政の各主体が協働しながら、自発的かつ連携した環境保全活動が実践されていますが、より一層の意識向上を図るため、県民に身近な環境問題を県民運動として展開するなど、県民一人ひとりが自らの問題であると認識し、自発的に環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

イ 施策の方向性

県内で取り組まれている省資源・省エネルギーや「3Rの推進」等の取り組みを始め、平成21年6月から始まったレジ袋削減（レジ袋無料配布中止）の取り組みなど県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動を更に促進するため、人材の育成・活用や情報提供その他の必要な支援を行います。

また、循環型社会の形成に向けた取り組みを、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民総参加で推進するとともに、一人ひとりの活動を促進するための意識醸成を図ります。

【具体的な施策】

- ・ 「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」と連携し、家庭内における具体的で実効性の高い取り組みを推進し、環境にやさしいライフスタイルが実践されるよう、環境家計簿のような取り組みの成果が実感できる仕組みの普及を図ります。
- ・ 地域や団体で環境保全活動を行っている県民を対象として講習会を開催し、環境教育や環境保全活動のリーダーを養成し、環境保全活動の裾野の拡大と活性化を図ります。
- ・ 温室効果ガス排出抑制等の環境保全活動を社会全体で支える仕組みの推進を図ります。
- ・ レジ袋の無料配布中止に取り組む店舗について広く周知を行い、消費者の理解を進めるとともに、環境に負担をかけないライフスタイルへの転換の契機とします。
- ・ 「福島環境保全基金」の活用により、環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援などに努めます。
- ・ 環境関係の表彰等を通じて県民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ・ 県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもとに取り組む温暖化防止活動や「もったいない運動」等の環境保全活動を県民運動の推進母体である「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」等と連携しながら積極的に推進します。
- ・ 本計画が例示する「もったいない50の実践」などにより、一人ひとりの活動を促進するための意識醸成を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数	704回	850回
うつくしまエコリーダー認定者数 (累計)	1,624人	1,800人
ストップ・ザ・レジ袋実施店 (累計)	181店 ※(H21年6月)	3,000店
マイバッグ等持参率	85.1% ※(H21年6月)	モニタリング指標 (上昇を目指す)

※「福島県におけるレジ袋削減に関する協定」等により平成21年6月から県内でレジ袋無料配布中止の取組みが開始

(4) 共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

① 調査の実施

ア 現状と課題

廃棄物に関する実態調査や環境にやさしい買い物に関するアンケートなどにより、県内の実態把握を行っており、引き続き、施策等に反映させるために調査を実施する必要があります。

イ 施策の方向性

循環型社会の形成に関して、県内の実態やニーズを把握するため、必要な実態調査や県民等に対するアンケート等を実施します。

② 科学技術の振興

ア 現状と課題

循環型社会の形成に向け、ハイテクプラザ、大学等の技術を活用した産学官連携による研究開発の実施及び成果普及については、着実に増加してきており、製品化の成果も現れてきていますが、今後更なる成果の利用に向けた取組みが必要となっています。

イ 施策の方向性

循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、研究会活動等により産学官連携を強化して研究開発に取り組むとともに、研究成果品の利用拡大その他の必要な施策を行ないます。

【具体的な施策】

- ・ ハイテクプラザにおいて、電解加工廃液や石炭灰の再利用技術等の研究、開発を行います。
- ・ 農林業関係試験研究機関において、環境負荷低減技術や木質資源等の利用技術の開発を行います。
- ・ 民間の技術開発を支援するとともに、開発した新たな技術の活用に努めます。

【数値目標】

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
県の機関又は県の支援による環境 関連技術の研究開発件数（累計）	5 0 件	7 0 件

③ 財政的措置

ア 現状と課題

産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物税及び、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費に充てることを目的とした森林環境税を創設し、循環型社会の形成に向けた施策を実施してきました。

今後とも、これらの財政的措置を効果的に活用しながら施策を実施していく必要があります。

イ 施策の方向性

循環型社会の形成の一層の促進を図るため、産業廃棄物税や森林環境税の効果的な活用に努め、3Rの促進のための技術開発・導入などの施策の充実・強化や森林環境の適正な保全等のための施策を展開します。

【具体的な施策】

- ・ 産業廃棄物税や森林環境税を活用し、循環型社会の形成に向けた取組みを推進していきます。

7 計画の推進

循環型社会の形成は、国においては、「循環型社会形成基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」（平成20年3月）（以下「国計画」という。）により推進されていますが、本計画は、国計画と相まって、本県の実情に則して、独自性と主体性を持って本県が取り組むべきビジョンや施策等を掲げるものです。目標に向かって、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等ができることから自主的に取り組むとともに、あらゆる主体が連携し県民総参加で推進していきます。

（1）県民の役割

県民一人ひとりには、環境問題を自分自身の問題と認識し、恵み豊かな環境を子や孫の世代に引き継いでいくとの考えに立って、自ら省資源・省エネルギーや3Rなどの環境保全活動を実践するなど、循環型社会の形成に向けライフスタイルの転換を図り、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルの実現に努めます。

- ・ 自然を利用するにあたっては、自然の保護に配慮し、自然循環が健全に保たれるよう努めます。
- ・ 生活排水による水質汚濁の低減に努めます。
- ・ それぞれの地域に本来的に分布している野生動植物を保護するため、外来種を地域の自然環境に持ち込まないよう努めます。
- ・ 太陽光発電や間伐材等を利用とした木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用や住宅の高断熱化、不必要な電灯の消灯などによる省資源・省エネルギーの実践に努めます。
- ・ 公共交通機関の優先利用や低公害車への買い換え、自動車の使用にあたってのエコドライブの実施に努めます。
- ・ 日常生活において、廃棄物等の排出者としての自覚と責任を持ち、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の自家処理や分別排出に努め、無駄を省き、廃棄物を少なくする生活を実践します。
- ・ 消費活動において、環境に配慮した物品等を優先的に購入するとともに過剰包装を断ったり、マイバッグを利用したりするなど、環境負荷を低減するための行動を実践します。またこれにより、環境負荷低減を実践している事業者を支援することで、事業者の資源循環に向けた取組みを促進します。
- ・ 修理等によって製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、分別回収に協力すること等により、リサイクルや廃棄物の減量化に努めます。
- ・ 自然観察会などへの参加による、自然についての正しい知識や自然に接するマナーなどの習得に努めます。
- ・ 環境に関する講演会などへの積極的な参加や環境アドバイザー制度の活用などによる自主的な環境学習活動の推進に努めます。
- ・ 地域の一員として、NPO、NGOや行政等の活動に対して協力・支援するこ

とで、地域の取組みを促進します。

- ・ 県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。

(2) 民間の団体等の役割

NPO、NGO、大学や事業者団体など民間の団体等は、循環型社会形成に資する取組みを自主的且つ主体的に実践するとともに、関係事業者等及び行政と連携し、又それらの活動を補完、支援するなど、循環型社会づくりを加速する役割として、次のことに取り組みます。

- ・ 循環型社会の形成に向けた県民、事業者等の理解を促進するため、知識の普及啓発に努めます。
- ・ 心の豊かさを重視した賢い県民のライフスタイルへの転換を図るため、「もったいない」運動等の環境保全を図る県民主体の地域の活動に取り組みます。
- ・ 「3R」を推進する先導的な取組みを行います。
- ・ 自ら、又は産学民官の連携・協働による研究開発に取り組むとともに、その成果の普及に努めます。
- ・ グリーン購入に努めます。

(3) 事業者の役割

事業者は、事業活動は経済活動のなかで大きな部分を占めていることから、排出者責任及び拡大生産者責任の考え方を踏まえ、環境の保全に配慮した事業活動を行うとともに、法令遵守を徹底することにより、自然循環の保全と適正な資源循環が確保されるよう次のことに取り組みます。

- ・ 森林、農用地の計画的な利用によるこれらの多様な機能の保全及び環境との調和に努めます。
- ・ 緑化整備の際に地域の植生に応じた植物を選定するなど、野生動植物の生育・育成環境の保全に努めます。
- ・ 事業活動の実施に当たっての多様な生態系等自然環境の保全に努めます。
- ・ 事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用に努めます。
- ・ 県内の資源を活用するなどによりカーボン・オフセットの取組みに努めます。
- ・ ISO14001 やエコアクション21の認証取得などによる自主的な環境管理・監査の推進に努めます。
- ・ 原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を行います。
- ・ 原材料等がその事業活動において循環資源となったときは、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を行います。
- ・ 循環的な利用が困難な循環資源については、自らの責任において適正な処分を

します。

- ・ 製品、容器等の製造・販売を行う事業者は、当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するため、再使用・再生利用しやすい材料を使用して製造するとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分を表示し、適正に循環的な利用が行われることを促進し、その適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を行います。
- ・ 製品の修理等の需要に応えるサービスの提供に努めます。
- ・ 再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めます。
- ・ 廃棄物の「3R」の推進、適正処分に主体的に取り組むとともに、減量化や再資源化に向けた取組みを関係団体等と協力して進めるなど、循環型社会経済システムを構築する役割を担います。
- ・ 自らもグリーン購入に努めます。
- ・ 循環型社会の形成に向け、環境負荷の低減に資する技術開発と普及に努めます。
- ・ 県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。

(4) 行政の役割

① 市町村

市町村は、一般廃棄物の処理責任者として、適切な処理・処分を実施するため、次のことに取り組みます。

- ・ ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、住民への普及啓発に努めます。
- ・ ごみの発生抑制、費用負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、ごみの有料化について、住民にその必要性を説明し、理解を得ながら推進します。
- ・ 容器包装のリサイクルを促進するため、容器包装廃棄物の分別収集に努めます。
- ・ グリーン購入に率先して取り組むとともに、市町村の公共事業等において、廃棄物の再生利用製品の積極的な使用に努めます。
- ・ 住民、事業者に対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関する情報の提供とこれらの主体と連携した地域の特性に応じた環境保全活動の推進に努めます。
- ・ 県民、NPO、NGO等の取組みへの支援や地域特性を考慮した事業の展開等を通じて、循環型社会の構築に努めます。

② 県

県は、循環型社会の形成に関する施策を総合的に調整、推進する立場から、関係法令の適正な施行に努めることはもとより、次のことに取り組みます。

- ・ 本計画に基づいた各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

- ・ 市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するために必要な支援を行います。
- ・ 県民、民間の団体等、事業者、市町村の取組みに対する支援、取り組み易い環境の整備、関係主体間の連携促進等に努めます。
- ・ 循環資源に関する環境技術や国内外での取組み等について、情報を収集・提供するとともに、課題解決のための調査・研究を行います。
- ・ 本計画の循環型社会の形成に向けた考え方や取組みについて、県内に限らず広く他の都道府県や国等に発信し、それらの取組みとの調整を図りながら、必要に応じて連携・協働による広域的な取組みを行います。

(5) 連携

大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルは、日常生活、事業活動等社会全般に浸透しています。

今後、これまでの価値観を見直し、循環型社会にふさわしいライフスタイルに転換していくためには、県民、民間の団体等、事業者及び県や市町村の各主体がそれぞれの役割を果たしていくだけでは大きな成果を上げていくことはできません。

循環型社会の形成は、総合的な取組みであることから、あらゆる分野・領域を超えて多様な知恵を結集するとともに、産学民官の各主体が幅広く連携する必要があることから、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）を活用するなどして、横断的な情報交換や交流の実施に努めます。

8 進行管理

- (1) 各施策の取組みについては、毎年度の実績を取りまとめ、循環型社会形成庁内推進会議においてPDCAサイクルによる進行管理を行い、継続的な改善を図ります。
また、取りまとめた実績については、結果等を公表します。
- (2) 主な施策のうち達成度を数量的に把握できるものについては、数値目標を設定し、点検・評価します。
- (3) 本計画は、最終年度（平成26年度）に点検を行い、その結果等を踏まえ、次期計画を策定します。

資料1

もったいない50の実践

- 水
- ・ 水道を出しっぱなしにしないようにしましょう。
 - ・ 油や生ごみは排水に流さないようにしましょう。
 - ・ 洗剤は適量を使用しましょう。
 - ・ お風呂の水は洗濯などに利用しましょう。
 - ・ 台所では水切りネットを使用しましょう。
 - ・ 米のとぎ汁は、庭木や花壇にまいて肥料として利用しましょう。
- 自然
- ・ 身近なところに花や木を植えましょう。
 - ・ 行楽でのごみは持ち帰りましょう。
- 電気・燃料
- ・ 使わない部屋の照明は消しましょう。
 - ・ 休み時間の照明は消しましょう。
 - ・ コンセントを抜き待機電力を減らしましょう。
 - ・ 見ていないテレビは消しましょう。
 - ・ 夏のクールビズ、冬のウォームビズに努めましょう。
 - ・ 冷暖房機器は適正な温度に設定しましょう。
- 自動車
- ・ 近い場所には車でなく、徒歩や自転車で行きましょう。
 - ・ 燃費のよい車に乗りましょう。
 - ・ マイカー移動でなく公共交通機関を利用しましょう。
 - ・ アイドリングストップに努めましょう。
 - ・ 車の相乗りに努めましょう。
 - ・ 車の定期的な点検・整備を行いましょう。
- 衣服
- ・ 古着をリフォームして使いましょう。
 - ・ 不要になった衣服は譲り合いましょう。
 - ・ 衣類を生地にしてリサイクルしましょう。
- 紙
- ・ 紙は両面を使用し無駄に使わないようにしましょう。
 - ・ 紙はリサイクルしましょう。

- ごみ
 - ・ できるだけごみを出さないように努めましょう。
 - ・ ごみの分別は徹底的に行いましょう。
 - ・ 生ごみを堆肥化してリサイクルしましょう。
 - ・ ごみのポイ捨てはやめましょう。

- 食品
 - ・ 料理は食べられる量だけ作りましょう。
 - ・ 食べ残しをしないようにしましょう。
 - ・ 料理方法を工夫して、材料を無駄なく使い切りましょう。
 - ・ ばら売りや量り売りを利用しましょう。

- 食器等
 - ・ 使い捨てのコップ、皿はなるべく使わないようにしましょう。
 - ・ できるだけ「マイはし」を使いましょう。

- 容器包装
 - ・ 過剰包装を断りましょう。
 - ・ 飲み物はペットボトルより水筒を利用しましょう。
 - ・ マイバッグ（買い物袋）を持参して、レジ袋を断りましょう。
 - ・ リターナル瓶を利用しましょう。

- 買い物
 - ・ フリーマーケットを活用しましょう。
 - ・ 洗剤やシャンプーなどは詰め替え品を買いましょう。
 - ・ エコマーク等の環境にやさしい商品を買いましょう。
 - ・ 買い物は必要なものだけ買いましょう。

- 製造・販売
 - ・ 分別・リサイクルしやすい製品づくりに心がけましょう。
 - ・ 過剰包装はやめましょう。

- 全般
 - ・ 捨てる前にもう一度考えましょう。
 - ・ 壊れたものは、できるだけ修理して使いましょう。
 - ・ 手作りを楽しみながらリサイクルしましょう。
 - ・ できる限り地元でできたものを利用しましょう。
 - ・ 先人の知恵や技を学びましょう。

☆ 「もったいない50の実践」は、県民からの353件の提案の中から50項目を選定したのですが、ここに掲げられていない項目についても施策推進の中で必要に応じて活用することとしています。

なお、これらは実践を強制するものではなく、「もったいない」の意識の醸成を図るとともに、一人ひとりが自発的な行動を起こす動機付けとして例示するものです。

資料 2

数値目標一覧

(1) 自然循環の保全

① 森林の保全、整備等

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
森林整備面積	11,071 ha	61,000 ha 以上 (H22~26累計)
森林づくり意識醸成活動の参加者数	151,497人	155,000人 以上

② 持続性の高い農業生産方式の普及等

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
エコファーマー数	16,978人	20,000人 以上
中山間地域等における地域維持活動を行う面積	16,316 ha	17,600 ha 以上

③ 水産資源の適正な保存、管理等

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
資源管理型漁業の取組み数	9種	14種以上
新規沿岸漁業就業者数（沖合底引き網漁業を含む）	12人	20人以上

④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
汚水処理人口普及率	73.1%	80%以上
上下流連携による源流域保全活動事例数	60件 (H20年度)	60件

⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
猪苗代湖のCOD値	1. 0 mg/l	0. 5 mg/l以下

⑥ 野生動植物の保護

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
野生動植物保護サポーター登録者数	9 9 人	1 4 0 人以上

⑦ 緑化の推進及び緑地の保全

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
一人当たりの都市公園面積	1 2. 4 3 m ² /人	1 2. 5 m ² /人以上

⑧ 自然再生の推進

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
水と親しめるふくしまの川づくり箇所数	6 7 か所 (H 2 0 年度)	7 3 か所

⑨ 県の工事等における健全な自然循環への配慮

指 標	現況値 (H 2 1 年度)	目標値 (H 2 6 年度)
県有建築物の環境性能診断実施数	4 6 施設数 (H 2 0 年度)	1 3 6 施設数

(2) 適正な資源循環の確保等

① 資源及びエネルギー消費の抑制

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
温室効果ガス排出量 (H2年度比)	128.7% (H19年度)	92% (H22年度)
温室効果ガス排出量(事業者としての福島県) (H20年度比)	100% ※(H20年度)	95%
「福島議定書」事業参加団体数	学校 774 事業所 1,922	モニタリング指標 (増加を目指す)
クリーンエネルギー自動車の普及 台数	16,574台	20,000台

※ふくしまエコオフィス実践計画における基準年度

② 新エネルギー利用等の促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
新エネルギー導入量(原油換算)	191,128kl	kl

③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
渋滞対策実施箇所数	— (H20年度)	6箇所

④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
一般廃棄物の県民1人1日当たり 排出量	1,036 g/人・日 (H20年度)	915 g/人・日 ※(H27年度)
一般廃棄物のリサイクル率	15.5% (H20年度)	26% ※(H27年度)

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
1日当たりの最終処分量	268トン/日 (H20年度)	200トン/日 ※(H27年度)
産業廃棄物の排出量 (1年間に県内で排出された産業 廃棄物の排出量(単位:トン))	8,344 千トン/年 (H20年度)	8,305 千トン/年 ※(H27年度)
産業廃棄物減量化・再生利用率	91% (H20年度)	92% ※(H27年度)
建設副産物リサイクル率(アスフ アルト塊・コンクリート塊)	100%	100%
農業用使用済プラスチックの組織 的回収率	71.8%	100%
下水汚泥リサイクル率	93.2%	85%以上
うつくしま、エコ・リサイクル 製品認定数(累計)	55製品	100製品

※福島県廃棄物処理計画における目標値及び目標年度

⑤ **事業者による循環型社会の形成への取組みの促進**

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
県内の環境マネジメントシステム 認証取得事業所数	444事業所	615事業所

⑥ **環境物品等への需要の転換の促進**

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
県機関におけるグリーン購入割合	90.5%	100%

⑦ **地産地消の促進**

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
うつくしま農林水産ファンクラブ 会員数	2,230人	3,000人以上

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)	22,259人	30,000人
せせらぎスクール参加団体数 延べ参加者数	156団体 8,510人	200団体 10,000人

② 県民等の自発的な活動の促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数	704回	850回
うつくしまエコリーダー認定者数(累計)	1,624人	1,800人
ストップ・ザ・レジ袋実施店(累計)	181店 ※(H21年6月)	3,000店
マイバッグ等持参率	85.1% ※(H21年6月)	モニタリング指標 (上昇を目指す)

※「福島県におけるレジ袋削減に関する協定」等により平成21年6月から県内でレジ袋無料配布中止の取組みが開始

(4) 共通の施策

② 科学技術の振興

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
県の機関又は県の支援による環境関連技術の研究開発件数(累計)	50件	70件

資料 3

福島県における物質フローの概要

調整中